

春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自らの学習の成果、経験、知識、特技等を生かし活動している地域の指導者等に関する情報（以下「人材情報」という。）を登録し、かつ、提供することにより、市民の学習活動、文化活動、スポーツ活動等の生涯学習活動（以下「生涯学習活動」という。）を支援することを目的とする。

(登録対象者)

第2条 人材情報の登録対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導者 生涯学習活動を行う市民、団体等の求めに応じ、自己の知識、技能等を生かして講義、実技等を行う個人又は団体をいう。
- (2) 市民講師 かすかべし出前講座実施要綱（平成28年1月14日制定）第5条の規定による申請に基づき、かすかべし出前講座において講義、実技等を行う個人又は団体をいう。
- (3) ボランティア 生涯学習活動を行う市民、団体等の求めに応じ、自己の知識、技能等を生かして当該学習活動に協力者として参加し支援する個人又は団体をいう。

(人材情報の登録)

第3条 登録を希望する者は、春日部市生涯学習人材情報登録票（様式第1号。以下「登録票」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。この場合において、前条第2号の市民講師にあつては、指導者と同時に登録しなければならない。

2 市長は、登録票が提出されたときは、前条の登録対象者の要件を満たすことを確認し、適当と認めるときは春日部市生涯学習人材情報一覧（様式第2号。以下「一覧」という。）に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、平成28年4月1日から起算して3年ごとの3月末日までとする。

(登録の更新)

第5条 第3条第2項の規定による登録は、前条の有効期間満了の日の翌日（以下「更新日」という。）に更新することができる。

2 前項の規定による更新を受けようとする者は、更新日の属する年の1月15日から3月末日までに、登録票を市長に提出しなければならない。

(登録情報の公開)

第6条 登録情報の公開は、一覧により行うものとする。

(登録情報の提供)

第7条 生涯学習活動に役立てることを目的として利用しようとする個人又は団体は、登録票に記載された登録情報の提供を受けることができる。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした活動に利用しようとするものは登録情報の提供を受けることができない。

2 市長は、登録情報の提供依頼を受けた場合は、相談内容等を十分確認した上で、適切な登録情報を提供するものとする。

3 登録情報の提供を受けたものは、登録者（第3条第2項の規定により登録された者をいう。以下同じ。）と直接交渉し、当事者間の責任において、指導経費等を定めるものとする。

4 登録情報の提供に当たっては、登録者のプライバシーを侵害しないよう十分配慮しなければならない。

(登録情報の変更)

第8条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(登録の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から申し出があったとき。

(2) 登録者の地位を利用して、政治、宗教又は営利を目的とした活動を行ったとき。

(3) 登録者としてふさわしくない事由が認められたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、人材情報の登録及び提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱の廃止)

2 春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱（平成25年5月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の前日に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱

の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第第3条第2項の規定により登録されている者は、この要綱の施行の日に、第3条第2項の規定により登録された者とみなす。この場合において、その登録された者とみなされるものの登録の有効期間は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。